



## 【市民が主役のみちづくり事業 実施要領】

- 1. 目的**  
地域の思いやニーズに対応するため、地域からの提案により安全で快適なみちづくりを行う
- 2. 提案者の要件**  
城陽市内の自治会連合会
- 3. 事業期間**  
単年度(今年度に来年度の工事箇所を決定する)
- 4. 対象工事の要件**
  - ・工事期間が単年度で工事完成できる規模のもの
  - ・自治会連合会の総工事費が当該年度の予算内の規模のもの
  - ・提案内容が地権者等を含めた地域の総意であるもの
  - ・地域の課題解決のために地域と市が連携して行うもの
- 5. 事業費**  
予算の範囲とする。(1校区400万円)
- 6. 提案方法**  
自治会連合会長から市長宛とし、土木課へ書面で提出する。(事業提案書参照)

### ○ 具体的な工事対象例

- (ア)安全対策上必要な側溝改修や老朽化側溝の改修
- (イ)交通安全施設の設置(カーブミラーを除く)
- (ウ)ガードレールなどの防護柵の設置
- (エ)狭隘部の解消、待避所の設置、隅切りの改良
- (オ)区画線の設置
- (カ)歩道の段差解消
- (キ)道路の植栽(地域で管理するものに限る)
- (ク)舗装(一定規模以上の舗装工事に限る。修繕工事を除く)

### (注) 次のような工事は対象外とする。

- ①市道認定を受けていない道路の工事
- ②用地の取得が必要なもの(単年度での完了が見込めないため)
- ③管理課で対応するもの  
例)カーブミラー、防犯灯の設置  
道路照明施設、ガードレールなど防護柵の取り替えや再塗装  
カラー舗装の修繕、インターロッキング舗装等の修繕  
標識等看板の補修
- ④施設の形状やデザイン等を変更するもの  
例)道路照明の塗装で着色変更
- ⑤快適なみちづくりの効果が一時的なものや不法に投棄・占拠された物などの撤去  
例)道路周辺の除草や清掃、落書きの除去など
- ⑥公共性のないもの、地域の要望と整合していないもの  
(特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外)
- ⑦一定の事業期間を要する大規模な工事  
例)単年度で工事が完成できない規模のもの  
関係機関との調整などに時間を要するもの
- ⑧公安委員会が設置する施設の新設・修繕等(信号機、標識)
- ⑨その他 法令を順守できないもの及び市が不適当とするもの

## 7. 事業実施工程(案)

種別	工程表												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自治会連合会		①	事業提案書の提出				市で現地確認し 提案内容を取りまとめ				⑤		
自治会		③	②	③		④							

(凡例)

- ①自治会連合会長会議(5月)
  - ②自治会長会議(6月1日)
  - ③事業説明会(4月下旬～7月中旬)
  - ④提案受付締め切り(8月下旬)
  - ⑤市と連合会で来年度の事業箇所を決定(12月)
- 要望のあった連合会のみ開催

### 工事対象例写真

<p>(ア) 安全対策上必要な側溝改修 (老朽化側溝)</p> <p>整備前 整備後</p> <p>工事費: 8万円/m (As舗装復旧込)</p>	<p>(ア) 安全対策上必要な側溝改修 (みぞ蓋設置)</p> <p>整備前 整備後</p> <p>工事費: 5万円/m</p>	<p>(イ) 交通安全施設の設置 (視線誘導標)</p> <p>整備前 整備後</p> <p>工事費: 5万円/本</p>
<p>(イ) 交通安全施設の設置 (道路鏡)</p> <p>整備後</p> <p>工事費: 1万円/個</p>	<p>(ウ) 防護柵の設置</p> <p>整備後</p> <p>工事費: 3万円/m</p>	<p>(オ) 区画線の設置 危険個所の注意喚起</p> <p>整備前 整備後</p> <p>工事費: 5万円/箇所</p>
<p>(オ) 区画線の設置 路面注意喚起シートの設置</p> <p>整備前 整備後</p> <p>工事費: 15万円/箇所</p>	<p>(オ) 区画線の設置 交差点のカラー舗装化</p> <p>整備前 整備後</p> <p>工事費: 20万円/箇所</p>	<p>(ク) 舗装</p> <p>整備前 整備後</p> <p>工事費: 1万円/m</p>